

学校防災マニュアル(地震津波災害) 作成例

1 実効性のある「学校防災マニュアル」にするために

- 学校が所在する災害特性に応じた学校独自のマニュアル作成が基本である。
- マニュアルに基づいた訓練や研修等を繰り返し行い、①訓練→②評価→③改善のための整備をすること。
- マニュアルの作成・見直しにあたっては、校内防災委員会等の組織を中心に行うとともに全職員が評価・改善のプロセスに関わる工夫をすること。
- 学校だけでなく、マニュアルの内容を保護者や地域住民等に周知するとともに、連携体制を構築していくこと。

2 本書の活用について

- 本書は、「学校防災マニュアル(地震津波災害)作成の手引き」(H24 文部科学省) 及び 「学校保健・安全・給食管理の手引き」(H21 岡山県教育庁保健体育課) 等を基に作成した見本を例示している。
- 各学校ではこれらの手引きと、この作成(例)を活用して、自校の防災マニュアルを再度点検のうえ、マニュアルに基づく訓練の実施や検証を併せて行い、実効性のあるものにする。

本書データダウンロード→ホームページ「岡山県教育庁保健体育課」

〇〇立〇〇学校 防災マニュアル

目次

事前の危機管理体制の整備（備える）

1	校内防災委員会の設置	2
2	防災教育年間計画	3
3	学校及び周辺地域の災害想定・避難場所	5
4	避難場所及び避難経路図	6
5	災害時配備体制（休日・夜間時）	7
6	教職員の緊急連絡体制	8
7	児童生徒等の安否確認と連絡体制（休日・夜間・登下校時）	9
8	施設設備の安全管理	10
	（1）施設設備等の安全点検 （2）安全対策の実施	
	（3）非常持ち出し品・備蓄品の点検	

発生時の危機管理対応（命を守る）

9	災害発生時別の対応	13
	（1）在校中 （2）休憩中 （3）登下校中	
	（4）校外活動中 （5）休日・夜間	

事後の危機管理体制の整備（立て直す）

10	学校災害対策本部の編成	23
11	災害発生時における被害報告及び緊急連絡先	24
12	児童生徒等の保護者への引き渡し	25
13	避難所運営支援体制	27

<その他参考資料>

	・災害時（大地震発生時）アクションカード	30
--	----------------------	----

1 校内防災委員会の設置（例）

- 1 学校の防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会を設置する。
- 2 委員は防災管理者（副校長、教頭）をはじめ事務（部・局）長、教務主任、厚生課長、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、（学年主任）で編成する。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 防災委員会は警報等が発令された時は警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。
- 5 防災委員会は次の事項について審議する。
 - (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2) 学校防災マニュアルの立案に関すること
 - (3) 校舎内外の施設、設備等安全管理に関すること
 - (4) 避難訓練をはじめとする防災教育の充実に関すること
 - (5) 教職員の研修等に関すること
 - (6) 関係機関との連携に関すること
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24 文部科学省）より一部改変

防災委員会編成表（例）

委員名	職名	氏名	平常時担当	災害時担当
委員長	校長	〇〇	総務（庶務）	災害対策本部長
副委員長	副校長・教頭	〇〇	・校内防災体制の見直し ・保護者・地域等関係機関との連携体制の構築	副本部長（情報収集等）
	事務（局・部）長	〇〇		
委員	教務主任	〇〇	安全管理担当 ・施設・設備の安全点検	安否確認・避難誘導班長
委員	厚生課長	〇〇		
委員	生徒指導主事	〇〇	・防災教育（防災訓練）担当 ・推進計画、指導計画の作成	避難所支援班長
	養護教諭			
	保健主事	〇〇	救急担当 応急処置研修等の実施	救急医療・救護班長
(委員)	(1 学年主任)	〇〇		
(委員)	(2 学年主任)	〇〇		
(委員)	(3 学年主任)	〇〇		

<作成上の留意点>

- ・防災委員会の設置は、学校安全委員会や危機管理委員会等、現在学校で設置している委員会を活用するなど、学校の実態に応じた設置の方法がある。
- ・防災委員会の編成は、学校の規模に応じた編成とすることとし、平常時の担当、災害時の担当を明確にした上、一人に加重負担にならないよう配慮する。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24 文科省） p 1 0
- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（H21 県教育庁保健体育課） p 1 2 9

2 防災教育年間計画（例）

小学校（例）

<ねらい>

「**自他の生命を尊重し、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる児童の育成**」

低学年：身の回りの災害について知り、近くの人に従うなど、安全で適切な行動がとれるようにする。

中学年：地域の自然や災害について知り、自ら安全で適切な行動がとれるようにする。

高学年：我が国の自然や災害のメカニズムについて知り、様々な場面に応じて自ら安全で適切な行動がとれるようにする。また、他の人々の安全にも気配りできるようにする。

月	教科・学級活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	学級活動 (全学年) 生活(3年) (1, 2年)	災害時の正しい行動の仕方 わたしたちのまち 安全な生活	防災訓練(火災)	第1回校内防災委員会 教職員研修 (危機管理対応)
5	理科(4年)	天気と気温		
6	学級活動 (全学年)	「おかしも」の約束 低学年：身の守り方 中学年：安全な避難場所 高学年：地域の避難場所		防災安全点検
7	体育(5年)	けがの防止	防災訓練(地震・火災)	
8				地域との協議会 教職員研修(救命講習)
9	家庭科(6年) 社会(4年)	快適な衣服と住まい【家具の 固定】 郷土をひらく		
10	学級活動 (全学年)	合同訓練の参加の仕方	合同防災訓練 (地震・津波)	
11	総合学習(5年)	防災マップづくり		(地域防災訓練)
12	学級活動 (全学年)	ストーブの取扱いと消火	引き渡し訓練(参観日 にあわせて実施)	防災安全点検
1	理科(6年)	大地のつくりと変化		
2	図工	防災ポスター		第2回校内防災委員会 AED点検
3				

<作成上の留意点>

- ・防災教育に関する年間計画の作成にあたっては、防災訓練を中心とし、教科や学級活動と関連づけながら効果的にすすめられるよう考慮する。
- ・防災管理・組織活動に関する年間計画の作成にあたっては、防災委員会や教職員の研修、防災に関する安全点検、地域との連絡会等について他の安全管理と関連づけながら計画を立てる。

<参考資料>

- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(H21文部科学省)

中・高校（例）

<p><ねらい> 「自ら考え、地域に貢献できる生徒を育てる」</p> <p>1年：災害時に自らの役割を自覚し行動できる態度を養う 2年：地域を知り、他の人を助ける具体的な技能を身につける。 3年：社会人としての自覚を高めるとともに、災害時に進んで防災活動に参加し、対応できる能力を身につける。</p>				
--	--	--	--	--

月	教科・学級活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	学級活動 (全学年)	風水害時等警報発令時の対応に関すること		第1回校内防災委員会 教職員研修 (危機管理対応)
5	学級活動 (全学年)	災害発生時の行動を考える	防災訓練(地震・火災)	
6	保健(2年)	応急手当		
7				防災安全点検の実施
8			高校生地域防災ボランティア養成研修参加	地域との協議会 教職員研修(救命講習)
9	家庭科(2年)	非常食づくり		
10	学級活動	1年：地震発生のメカニズム 2年：災害時の行動 3年：災害時にできる支援	合同防災訓練 (地震・津波) 防災講習会	
11	地理(1年)	プレートの境界		(地域防災訓練)
12	学級活動	ストーブの取扱いと消火	防災訓練(火災)	防災安全点検の実施
1	理科(1年)	地震災害と震度		
2				第2回校内防災委員会 AED点検
3				

<作成上の留意点>

- ・防災教育に関する年間計画の作成にあたっては、防災訓練を中心とし、教科や学級活動と関連づけながら効果的にすすめられるよう考慮する。
- ・防災管理・組織活動に関する年間計画の作成にあたっては、防災委員会や教職員の研修、防災に関する安全点検、地域との連絡会等について他の安全管理と関連づけながら計画を立てる。

<参考資料>

- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(H21文部科学省)

3 学校および周辺地域の災害想定および避難場所（例）

災害項目	被害想定（場所）	避難場所
火災	<火元確認場所> 理科室・調理室・給湯室・ボイラー室・食堂	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
地震	<大地震が発生した場合> 校舎〇棟・〇棟は未耐震化。倒壊のおそれ 図書室・理科室は、ロッカー、棚の転倒のおそれ	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
液状化	学校および周辺は、軟弱地盤のため、液状化のおそれ	
津波	<南海トラフ地震発生の場合> 地震発生後2時間30分で津波到着 満潮時最大波高2.5m（校舎1階部分の浸水）	①〇〇山神社 ②校舎〇棟3階以上
洪水	過去の豪雨時に〇〇川が氾濫 校舎1階部分が浸水の可能性あり	校舎2階以上
土砂崩れ	学校に隣接する〇〇山は、土砂災害のおそれがある場所に指定されている。豪雨時、地震発生時は、校舎〇棟が被害のおそれ。	①グラウンド ②体育館（雨天時） ③校舎〇棟

学校周辺の避難所

避難所	場所	連絡先
指定避難所	本校（指定されています）	
	〇〇小（中）学校	
	〇〇公民館	
広域避難所	〇〇運動公園	

<作成上の留意点>

- ・校区内のハザードマップ等で確認の上、考えられるリスク、避難場所を最大限想定しておくこと。
- ・避難場所については、建物倒壊や雨天時等も考慮し、複数設定するとともに、市町村危機管理担当部署や専門家、過去の災害等の意見や情報を参考に決定する事が望ましい。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p11、12
- ・ハザードマップ、地震被害想定・津波・浸水被害想定図等
→岡山県危機管理課ホームページ、各市町村ホームページ

4 避難場所及び避難経路図（例）

○校舎内避難経路図を作成し添付しましょう

○校外の避難所・避難経路図を作成しましょう。
(周辺の指定避難所・広域避難場所等も記載しましょう)

<作成上の留意点>

- ・避難場所・避難経路図は、校舎内避難経路図、校外避難経路図をケースごとに作成する。また、学校周辺の指定避難場所や、津波・洪水・土砂崩れなどの区域を色分けし、図に示す方法もある。

5 災害時配備体制（休日・夜間時）（例）

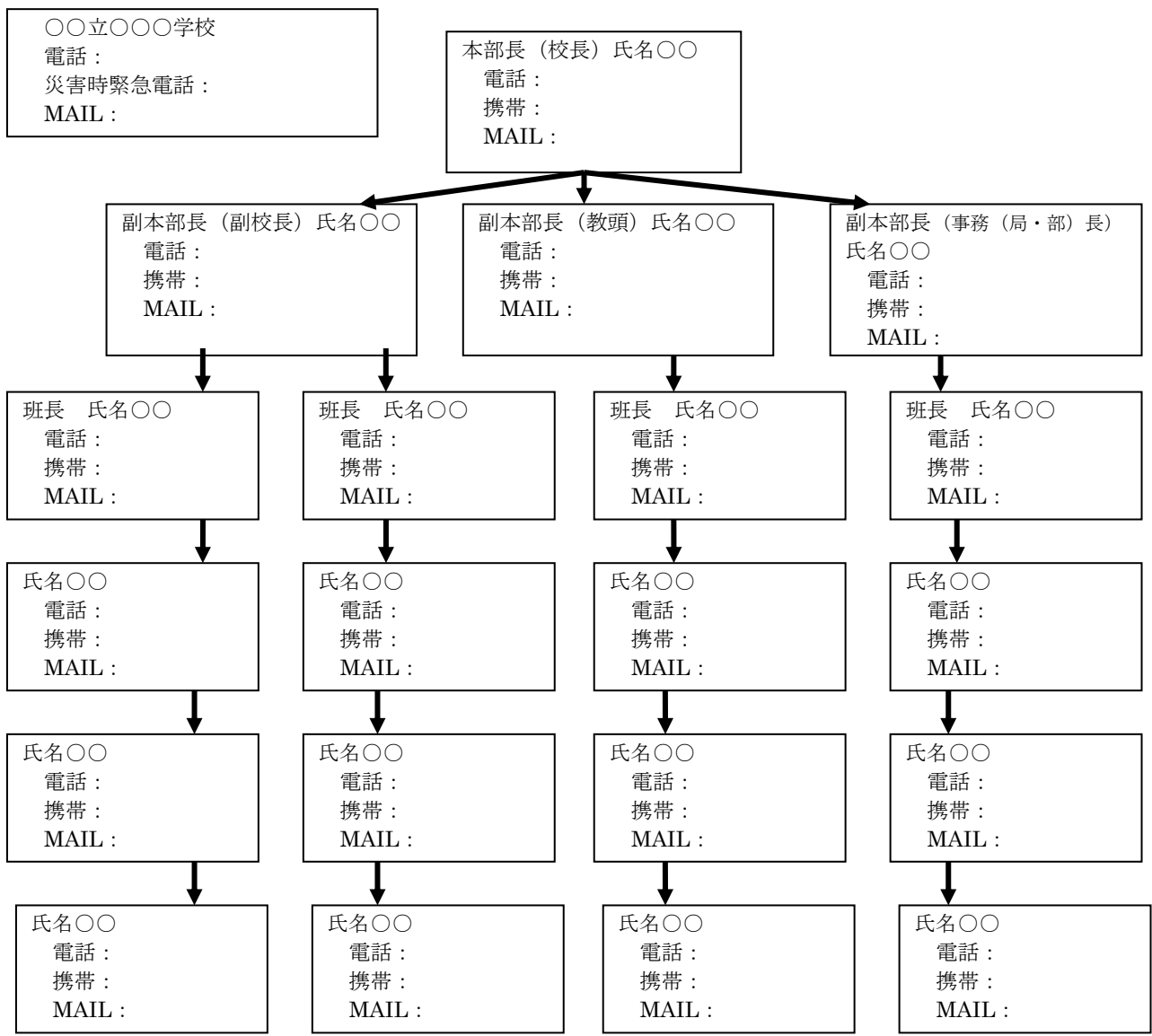
配備体制	災害		教職員配置と対応
	風水害	地震・津波	
警戒体制	警報 大雨・洪水 暴風・暴風雪	震度4	<p><教職員>校長・副校長・教頭・事務（局・部）長 <対応> ①施設設備の被害の確認と報告 教頭→校長→県教委（財務課） ↑↓ 事務（局・部）長 ※復元は県教委報告後にすること ②授業の有無決定と県教委・生徒報告</p>
特別警戒体制	相当規模の被害の発生又はそのおそれのある場合	震度5（弱） 津波警報	<p><教職員>校長・副校長・教頭・事務（局・部）長・教諭〇〇 ※学校から5k以内の教諭等をあてる <対応> ①施設設備の確認と報告 教頭→校長→県教委（財務課） ↑↓ 事務（局・部）長 ※復元は県教委報告後にすること ②（状況により）生徒の安否確認・授業有無の決定 担任→学年主任→教頭→県教委 （学校教育振興課）</p>
非常体制	甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合	<u>震度5（強）以上</u> 大津波警報	<p><教職員>全教職員が配置 <原則>学校に出勤 <出勤できない場合> ・途中の情報を持って最寄りの機関・学校等へ仮配備し、学校長に報告・指示を受ける <対応> ①教職員の安否被害確認 連絡網→校長→県教委（学校教育振興課） ②生徒の安否確認・授業有無の決定 担任→学年主任→校長（教頭）→県教委 （学校教育振興課） ③施設設備の被害確認と報告 各室管理者→教頭→校長→県教委（財務課） ↑↓ 事務（局・部）長 ※復元は県教委報告後にすること</p>

岡山県災害時配備体制に一部追記し、作成

<作成上の留意点>

- ・上記は、県立学校の場合についての配備体制を記載例としている。
- ・上記、「教職員配置と対応」については、学校の実情に応じ作成すること。
（但し、非常体制の配置は、原則「全教職員が配置」であること。）
- ・市町村立学校については、各教育委員会における危機管理配備体制に基づき作成すること。

6 教職員の緊急連絡体制（休日・夜間時）（例）



○連絡方法について（例）

・連絡がとれない場合は、次の人に連絡をして、各班長にその人物を報告する。
 ・最後の人は各班長に、連絡が来たことを報告する。各班長は副本部長に、副本部長は本部長に連絡する。
 <通信手段を失った場合>
 ①公衆電話 ②災害時伝言ダイヤル171 ③（ ）で自ら本部長へ連絡する。

<作成上の留意点>

- ・教職員の連絡方法については、事前にルールを決めておくことが必要である。
- ・情報通信（電話等）が不通の場合も考慮し、災害伝言ダイヤル（171）等、複数の連絡手段を活用する方法を周知しておく。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p23

8 施設設備等の安全管理（例）

（1）施設設備等の安全点検

①定期の安全点検

- ・施設管理責任者（火元責任者）一覧による毎月（毎学期）の安全点検と併せて、防災点検を毎年（ ）月、（ ）月に実施する。（参考資料2：点検カード例）

②臨時の安全点検

- ・文化祭・体育祭等の学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災等の災害時に必要に応じて実施する。
- ・安全性に関する新たな知見が示された際など、教育委員会施設担当課の指示に従い実施する。

③日常の安全点検

- ・毎授業日ごとに児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について点検を実施する。
- ・施設を日常的に使用する者として日々活動する中で施設設備の不具合を見つけ危険箇所の把握に努める。

④避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検

- ・校内避難経路の点検
定期の防災点検日（ ）月・（ ）月に併せて、点検を実施する。
- ・校外避難場所、避難経路、通学路危険箇所の点検
定期に行われる通学路点検（ ）月に併せて実施する。

⑤その他（学校施設設備の状況整理）

- ・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理（担当：事務長）

（2）安全対策の実施

- ・施設設備の安全点検後の対策については、ロッカー、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品の容器等の飛び出し防止対策等、学校で可能な対策についてはすみやかに実施する。

（3）非常持ち出し品・備蓄品の点検

- ・別表（参考資料3：非常持ち出し品・備蓄物品管理表）に基づき、毎年（ ）月に点検を実施する。

<作成上の留意点>

- ・施設設備等の安全点検については、通常行われている定期点検や臨時点検等の中で防災の観点を踏まえた点検を定期に実施する等、学校の実態に合わせた方法で行うこと。
- ・非常持ち出し品・備蓄品の管理については、津波・洪水の想定がある学校は、備蓄品を2階以上に保管する等の考慮も必要である。また、学校に児童生徒が長時間滞在する事も考慮し、必要な備品を準備する必要がある。

<参考資料1>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p14、15
- ・地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～非構造部材の耐震化ガイドブック～（H22文科省）

< 参考資料 2 >

防災安全点検チェックリスト（例）

<< 点検結果 >>
A: 異状は認められない、または対策済み
B: 異状かどうか判断がつかない、わからない
C: 明らかな異状が認められる

記入者名	
点検日	
点検箇所 (該当に○)	屋内運動場 教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他
階	
室名	

番号	点検項目	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異状箇所・状態等)
			脱落	変形	剥離	破損	変質		
			ずれ 垂ぶ 落ち ずり ずれ れれ らち 下ろ がつ いて いる いる いる いる いる	ガ 曲 傾 凹 が が わ い ん つ つ ん で っ て て いて いる いる	膨 剥 ら が ん ふ ん で だ け して いる	切 破 折 割 れ れ れ て て て いて いて いる いる	シ 錆 腐 ミ び つ が て て いて いて いる いる		
I. 天井									
(1)	天井 天井材(天井仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
II. 照明器具									
(1)	照明器具 照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
III. 窓・ガラス									
(1)	窓ガラス 窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。	23						A・B・C	
(2)	窓ガラス周辺 地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	23						A・B・C	
(3)	建具 建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。	24						A・B・C	
(4)	クレセント 開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	24						A・B・C	
IV. 外壁(外装材)									
(1)	外壁(外装材) 外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
V. 内壁(内装材)									
(1)	内壁(内装材) 内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
VI. 設備機器									
(1)	放送機器・体育器具 本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。	26						A・B・C	
(2)	空調室外機 空調室外機は傾いていないか。	26						A・B・C	
VII. テレビなど									
(1)	天吊りテレビ テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	27						A・B・C	
(2)	棚置きテレビ テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。	27						A・B・C	
(3)	テレビ台 テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
(4)	パソコン パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
VIII. 収納棚など									
(1)	書棚・ロッカーなど 書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。	29						A・B・C	
(2)	棚の積載物 書棚等の上に重量物を置いていないか。	30						A・B・C	
(3)	薬品棚 薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
(4)	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
IX. ピアノなど									
(1)	ピアノなど ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	33						A・B・C	
X. エキスパンション・ジョイント									
(1)	カバー材 エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	34						A・B・C	
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺 エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	34						A・B・C	

・「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(H22文科省)

<参考資料3> 非常持ち出し品・備蓄物品管理表（例）

○非常持ち出し品（発災後、すぐに避難場所へ持ち出す物品）

品名	持ち出し責任者	確認日
持ち出し品一式 防災マニュアル、教職員、児童生徒等連絡名簿、ラジオ、 携帯電話、ハンドマイク、ホイッスル、乾電池	①教頭 ②教務主任 ③（ ）	
救急用品一式	①養護教諭 ②（ ）	
出席者名簿	担任（授業担当者）	—

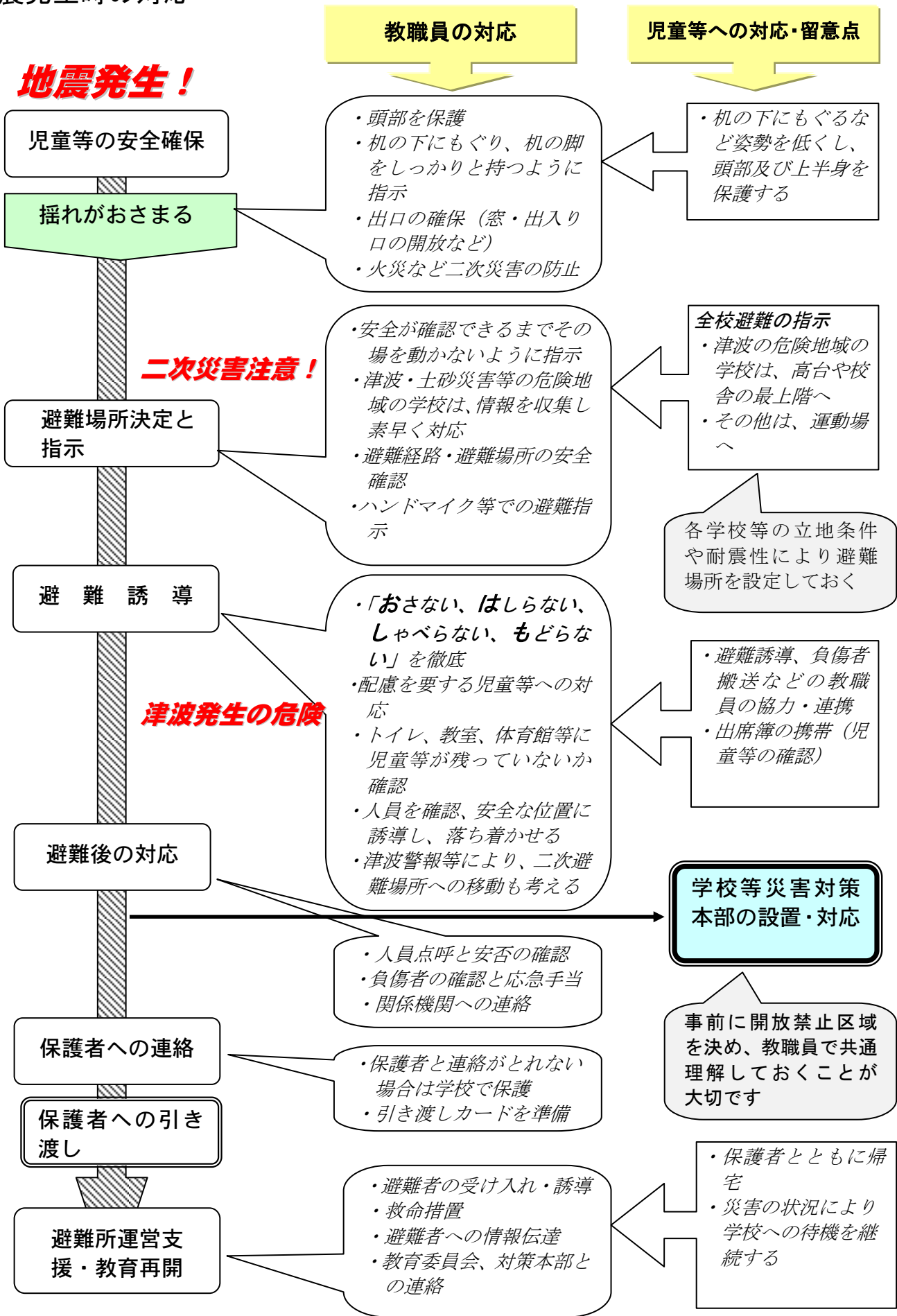
○備蓄物品管理表

※校内にある備蓄品及び必要物品を一覧にし、まとめておきましょう。

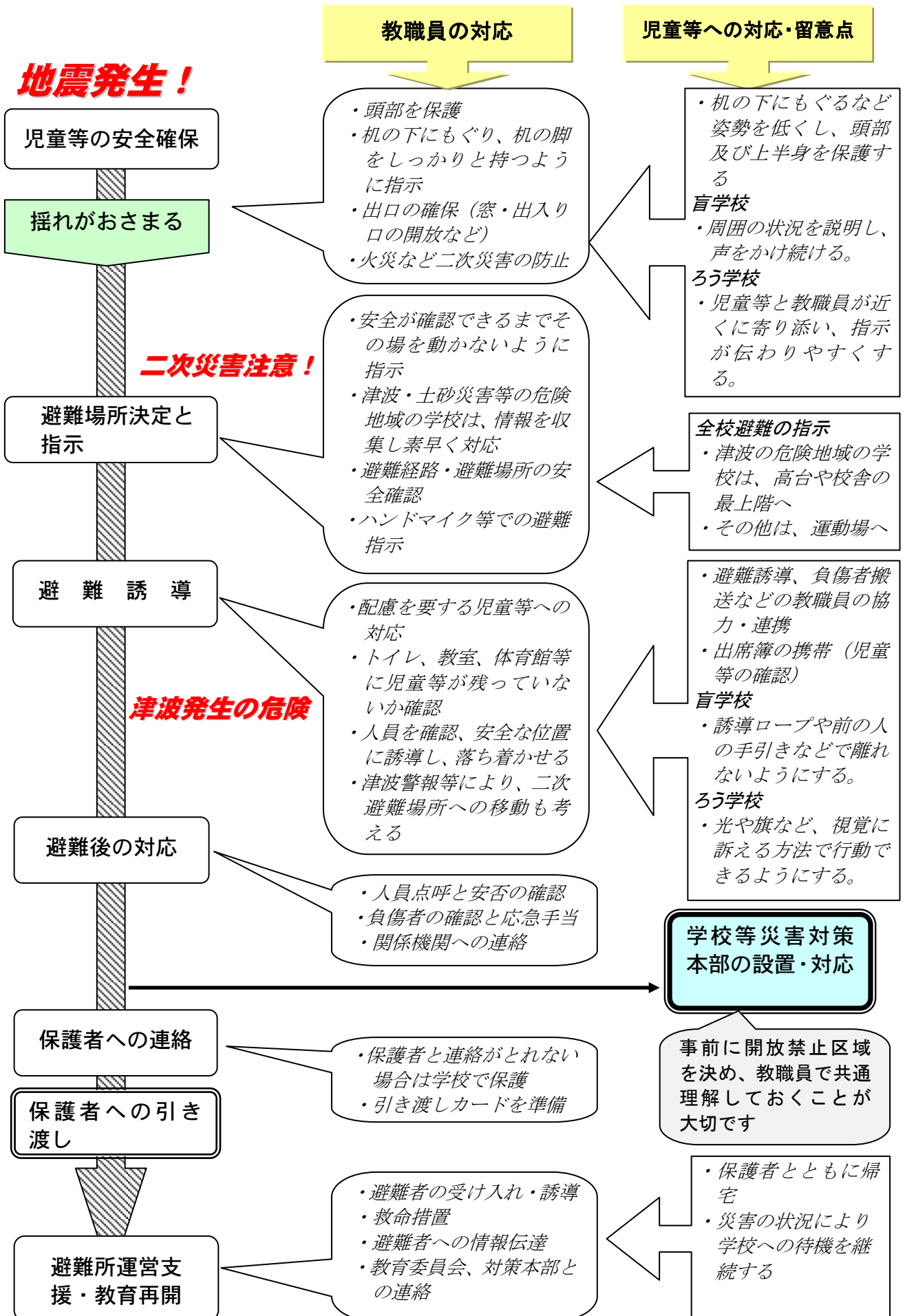
	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急・ 救助 用品	救急医薬品					
	救急用品一式					
	AED					
	担架					
	車いす					
	毛布					
	ハンマー					
	のこぎり					
通 信 用 備 品 等	ボール					
	ラジオ					
	トランシーバー					
	携帯電話					
	乾電池					
誘 導 用 備 品 等						
	ハンドマイク					
	軍手					
	ロープ					
	投光器					
飲 食 用 品	ホイッスル					
	水					
	非常食料					
そ の 他						
	バケツ					
	簡易トイレ					
	ブルーシート					
	嗜好品（おもちゃ等）					

地震発生時の対応

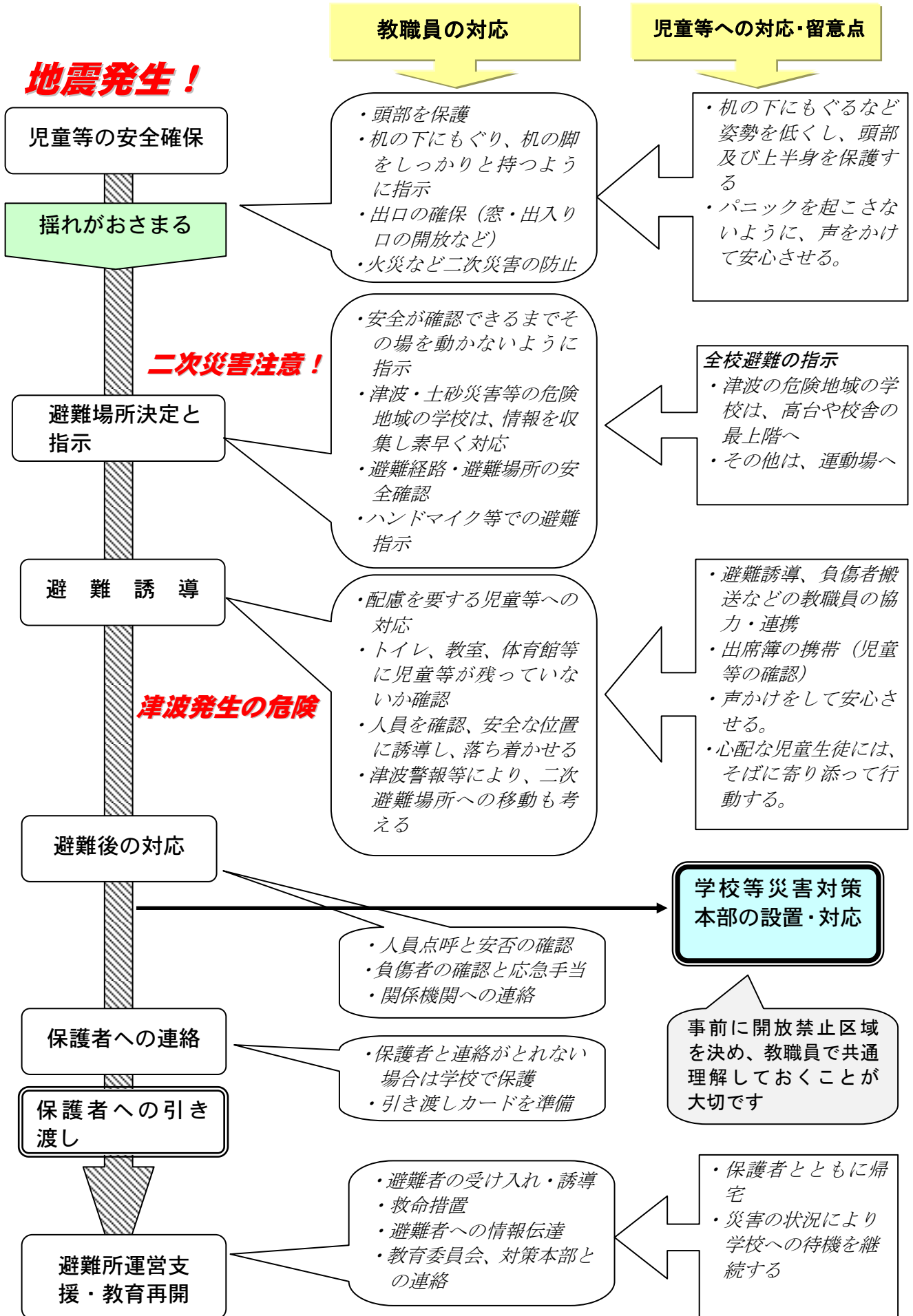
(1) ① 在校中の対応



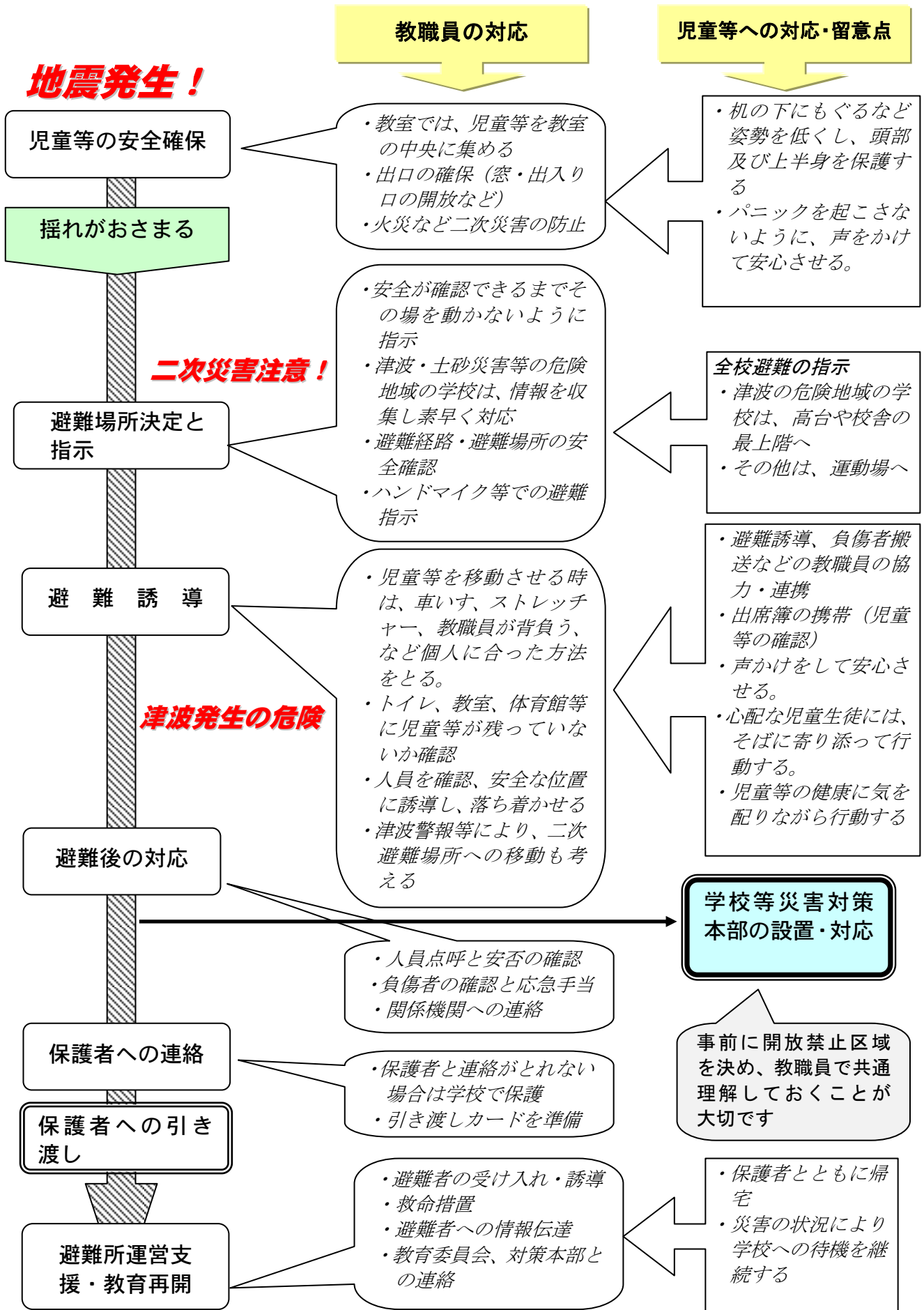
(1) ② 在校中の対応 (特別支援学校：視覚障害・聴覚障害)



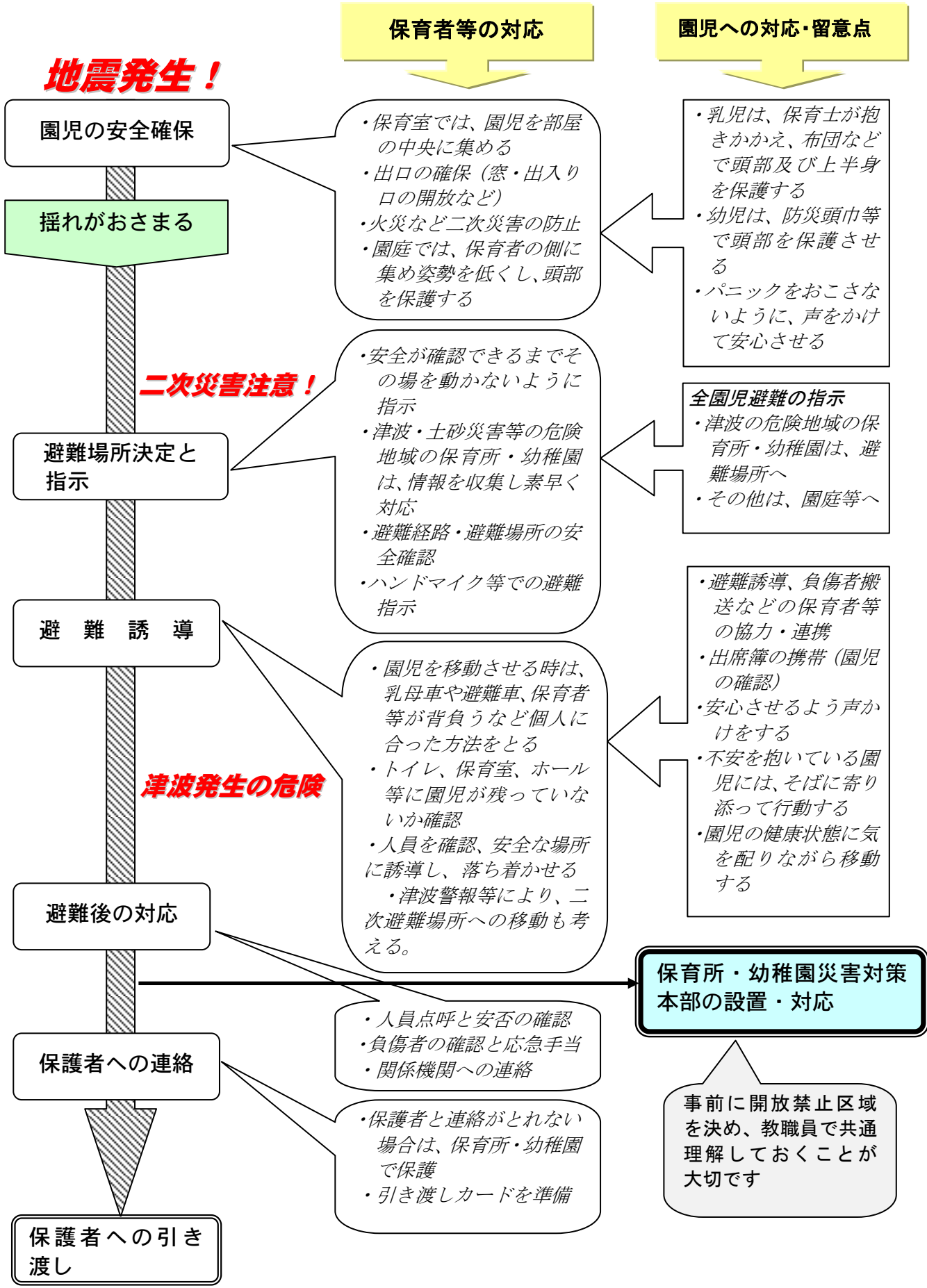
(1) ③ 在校中の対応 (特別支援学校：知的障害)



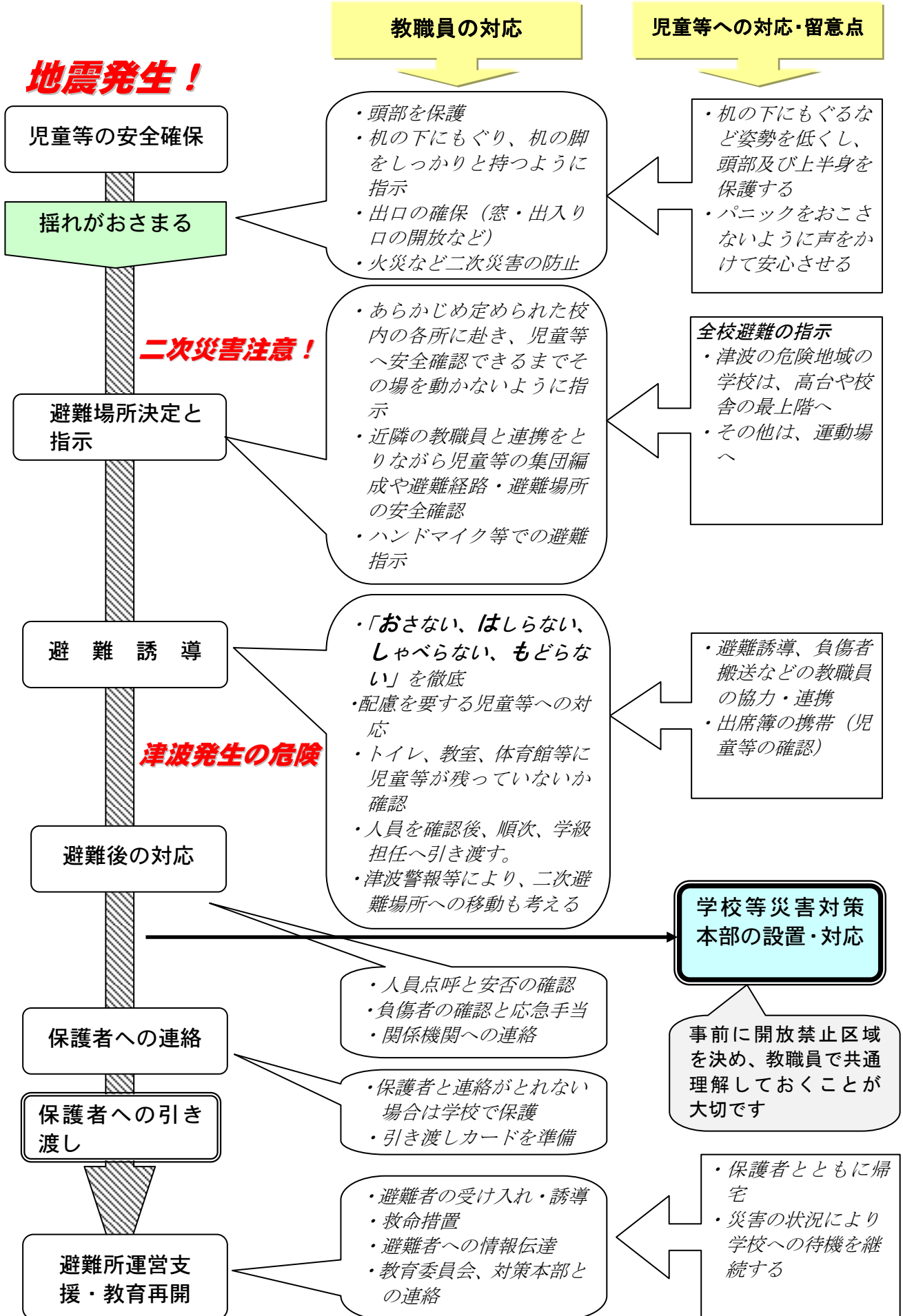
(1) ④ 児童等在校中の対応（特別支援学校：病弱・肢体不自由）



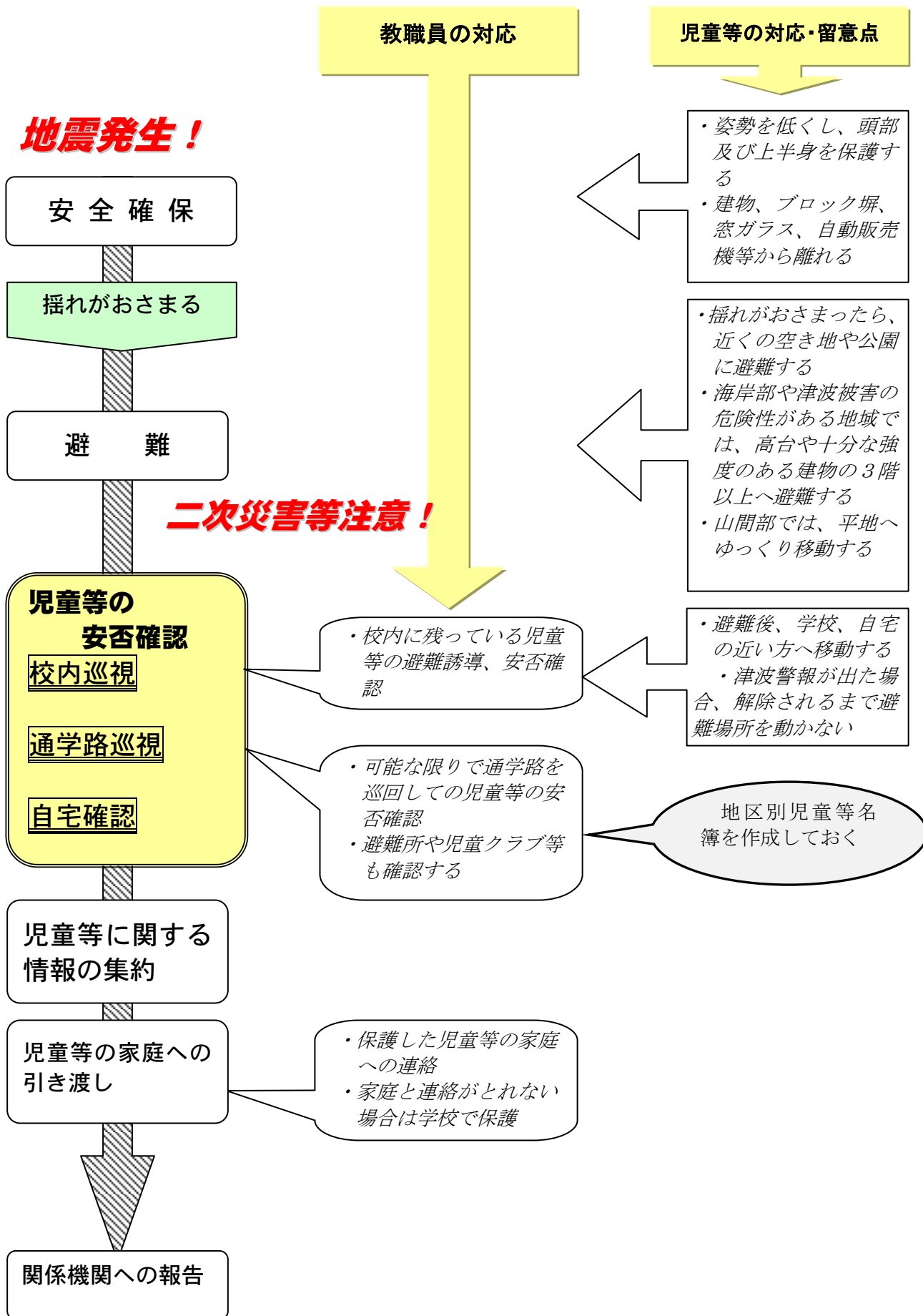
(1) ⑤ 園児在園中の対応（保育所・幼稚園）



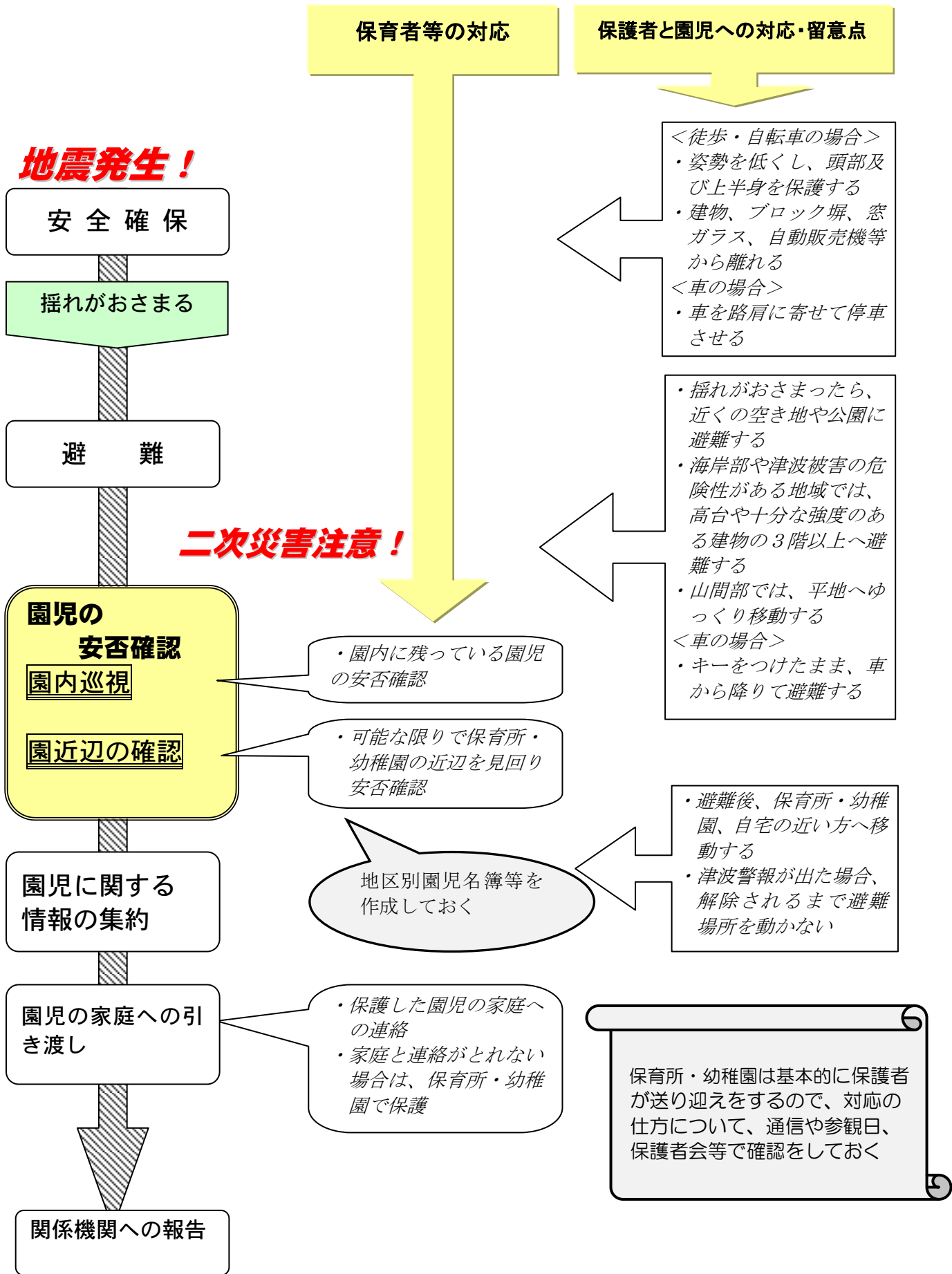
(2) 休憩中の対応



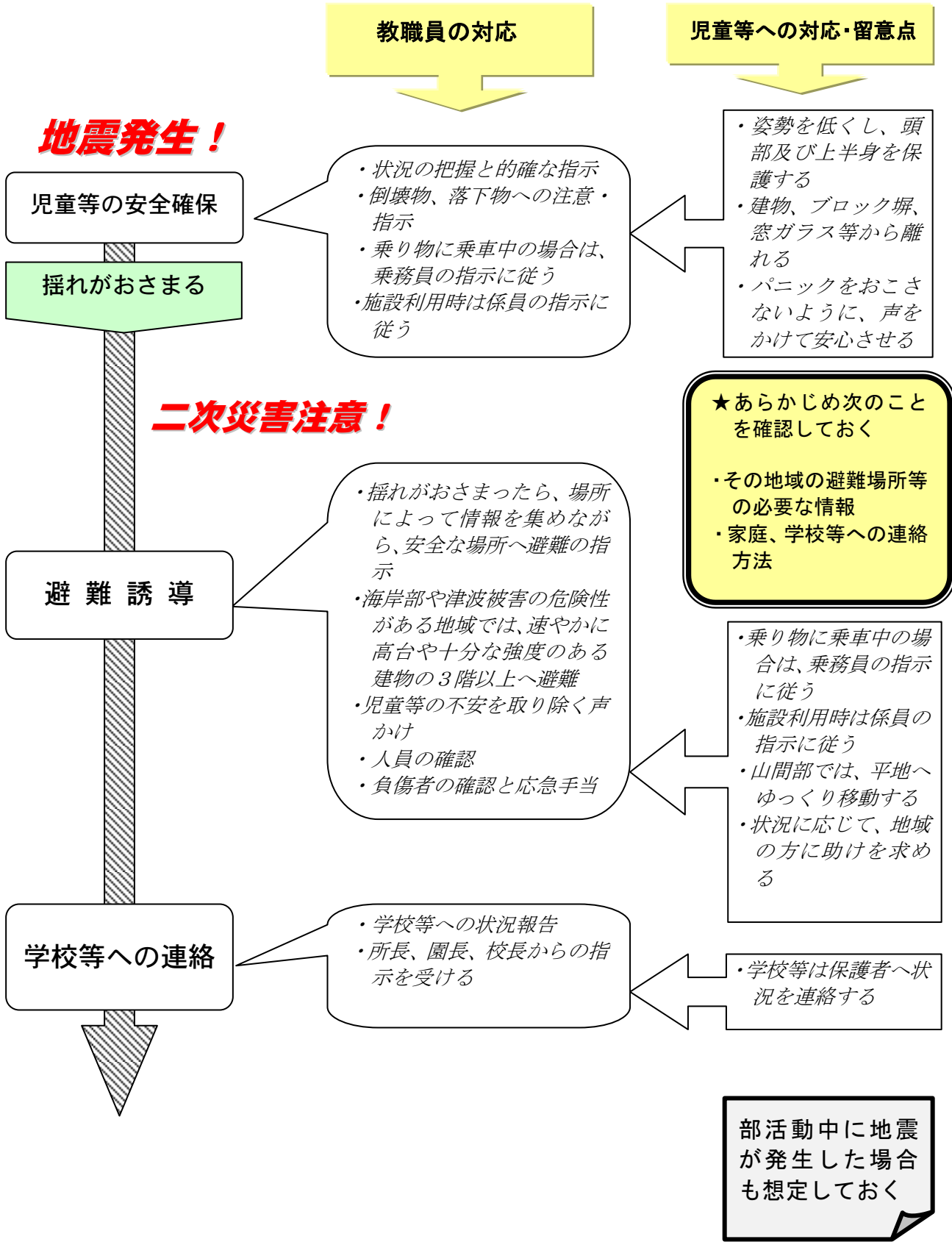
(3) ①登下校中の対応



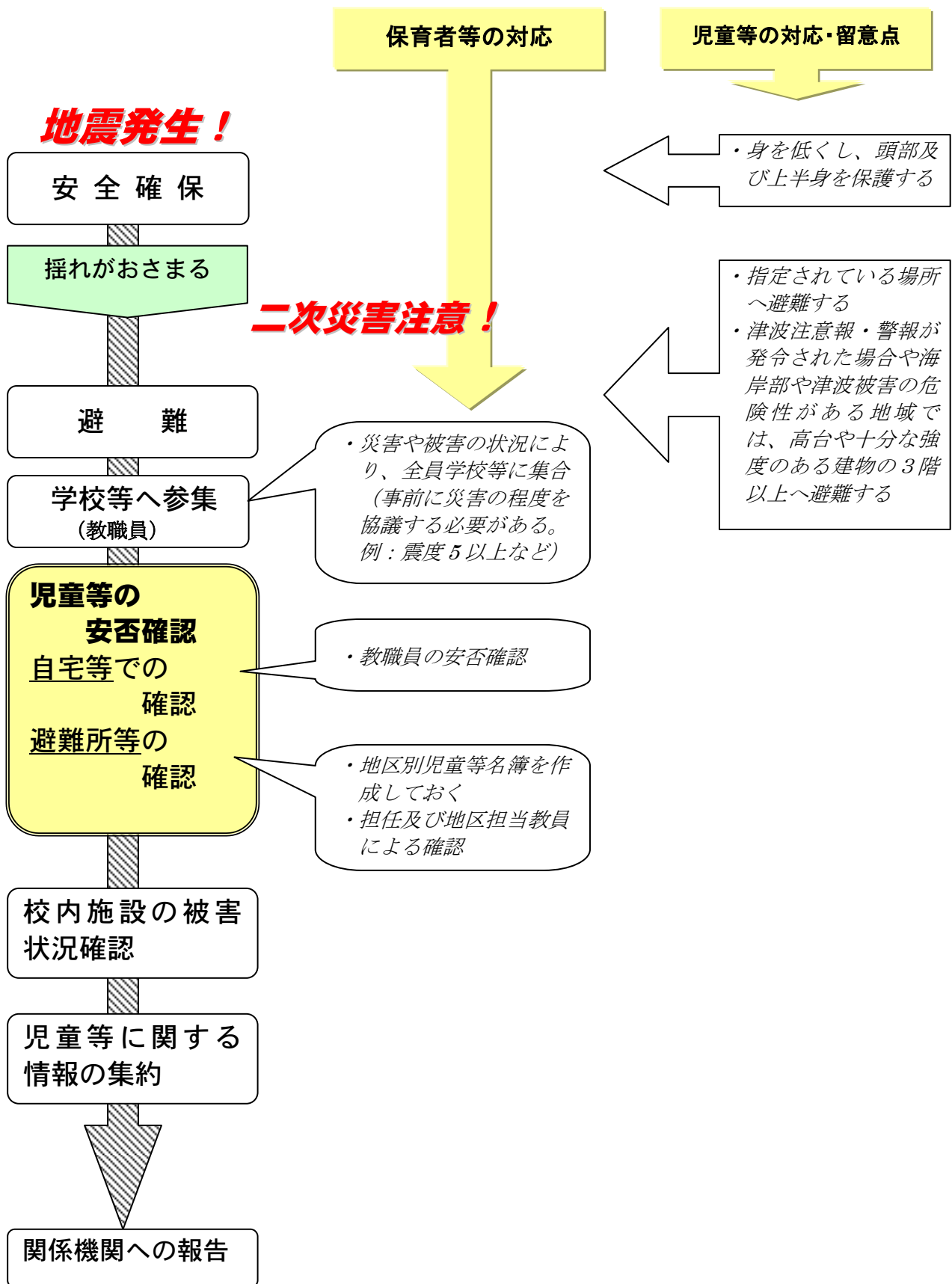
(3) ② 園児が登降園中の対応



(4) 校外・園外での活動時の対応



(5) 休日・夜間の対応



10 学校災害対策本部編成表(例)

校長不在の場合の本部長代行 ①副校長 ②教頭 ③事務(局・部)長

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部 本部設置場所 <火災の場合> 体育教官室 <地震の場合> ①校長室 ②体育教官室 <津波の場合> ①3階会議室 ②〇〇神社	本部長 校長 副本部長 〇〇 班長 〇〇 〇〇 〇〇 ※校長不在の場合の本部長代行を2名以上決めておく ※記録や情報収集など詳細な分担も決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・各班との連絡調整 ・非常持出し品の搬出 ・校内の被災状況把握 ・記録日誌、報告書の作成 ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告 ・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集 	緊急マニュアル・ 学校敷地図・ラジオ ハンドマイク・懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 マスターキー

分担(班)	担当者名	役割	準備物
安全点検 消火班	班長 厚生課長 副班長 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、安全点検 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告 	消火器・ヘルメット ラジオ・道具セット 手袋・被害調査票
応急復旧班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認 	被害調査票 ヘルメット 構内図 ロープ
安否確認 避難誘導班	班長 教務主任 副班長 〇〇 担任 (授業担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡班	担任 (年次主任)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認 	引き渡しカード・出席簿 集合場所配置図
救急医療班	班長 養護教諭 副班長 〇〇 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡 	応急手当等の備品 AED・担架・水 健康カード 安全靴・マスク
救護班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 	
避難所支援班	班長 生徒指導 主事 副班長 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援 	ラジオ・バリケード・ ロープ・校内配置図 避難者への指示看板

<作成上の留意点>

- ・班編制や分担内容は、学校規模や状況によって、編成する必要がある。
- ・時間の経過とともに状況が変化するため状況に応じて担当班員を移動・補充させる。また重複も可能とする。
- ・避難所支援班は、長期化することも考慮し、別編成で対応することも考えておく。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p24、25
- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（H21県教育庁保健体育課）p129、137

11 災害発生時における被害報告及び緊急連絡先（例）

(1) 教育委員会への報告（県立学校の場合）

※市町村立学校は、各教育委員会の報告規則等により、記載すること。

- ・報告は、被害状況を速やかに県教委担当課へ電話連絡するとともに、予め定められた様式をFAXで提出する。
- ・電話、FAXが利用できない場合は、緊急電話（PHS）または、メール等で報告する。
（県立学校では、災害時緊急電話として平成24年度からPHSを配備している。）

報告内容	担当課	①所属電話番号 ②FAX	災害時等緊急電話番号 (PHS)
教職員の人身被害 児童生徒の人身被害 臨時休業等措置状況	学校教育振興課	TEL：086-226-7578 FAX：086-224-2535	県立学校では、災害時等緊急電話を設置しているの ので、番号を確認のこと。
施設に関する被害	財務課	TEL：086-226-7572 FAX：086-221-8041	
応急救護、保健衛生対策、 学校給食物資	保健体育課	TEL：086-226-7590 FAX：086-226-3684	
教科書等の被害	指導課	TEL：086-226-7583 FAX：086-224-3035	
児童生徒への対応 (心のケア等)	生徒指導推進室	TEL：086-226-7589 FAX：086-224-3035	
教科書等の被害 (特別支援学校)	特別支援教育課	TEL：086-226-7587 FAX：086-224-0612	

(2) 関係機関連絡先

連絡先	電話番号	FAX
〇〇市危機管理部署		
〇〇消防署		
〇〇病院		

1 2 児童生徒等の保護者への引き渡し（例）

（1）引き渡し基準

地震 ※学校を含む地域の 震度が基準	震度4以下	原則、下校させる。 （但し、交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
津波	津波警報 大津波警報	解除されるまで下校させない。 保護者への引き渡しも行わない
その他 （二次災害）	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、児童生徒を学校に待機させる。

（2）引き渡し方法

○ 引き渡しの原則

震度4以下	原則下校させる。但し、事前に保護者からの届けがある児童生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。

○ 引き渡し手順

- ①引き渡し場所の決定
- ②引き渡しカードの準備・児童を待機場所へ（担任等）
- ③保護者対応
 - ・保護者誘導
 - ・引き渡し説明
- ④引き渡し
 - ・カードの照合
 - ・引き渡し（連絡先の確認・名簿へのチェック）
 - ・今後の連絡等
- ⑤引き渡した児童生徒の集約と教育委員会への報告
- ⑥残った児童生徒の保護

<作成上の留意点>

- ・電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しのルールや連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく必要がある。
（例）○電話・メールにて連絡する ○学校のホームページに掲載する ○学校の玄関や市町村役場等に避難状況を掲示して知らせる 等の方法がある
- ・児童生徒の長期間の待機を想定し、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応も考えておく必要がある。

<参考資料1>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p26、27
- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（H21県教育庁保健体育課）p141

< 参考資料 2 >

引き渡しカード (例)

緊急時引き渡しカード (例)					
(児童生徒名)			(きょうだい)		
年 組			年 組		
番号	引き取り者氏名		連絡先 (電話、住所)	児童との関係	チェック欄
1	保 護 者		電話： 携帯： 住所：		
2			電話： 携帯： 住所：		
3			電話： 携帯： 住所：		
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					

1 3 避難所運営支援体制（例）

(1) 避難所運営支援の流れ

○避難所の開設（解錠）

<休日・夜間の場合>

①校長 ②副校長・教頭 ③事務（局・部）長 ④自治会長○○

<平日の場合>

①生徒指導主事 ②○○○

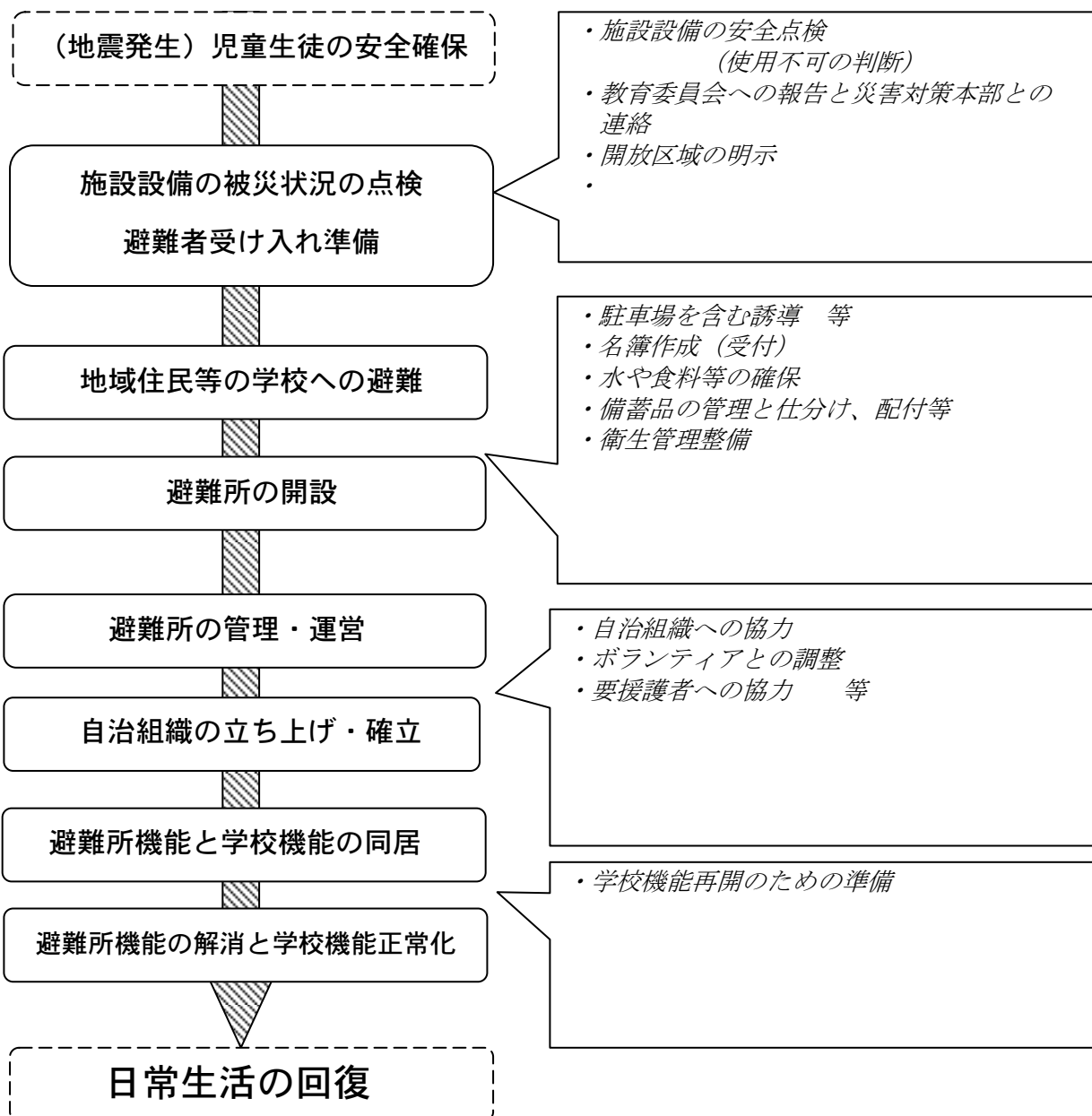
○避難所開設の報告

校長→教育委員会（連絡先： ）

○（避難所指定されている場合） ○○市町村災害対策本部（連絡先： ）

避難所運営担当者（氏名 ）（連絡先： ）

※考えられる事柄を記入していきましょう。



(2) 避難所運営支援をする場合の役割分担

班名	担当者名	役割
総括班	班長 生徒指導主事 副班長〇〇	各班の取りまとめ、避難所記録、地域との連携連絡、避難所内外の情報収集と発信、
安全点検・巡視班	〇〇 〇〇	施設設備の点検、立入禁止区域の設定、避難者誘導・交通整理、防火防犯警備
避難者管理班	〇〇 〇〇	避難者受付（避難者名簿管理等）、問い合わせ対応 郵便物・宅配物の取り次ぎ
食料物資班	〇〇 〇〇	食料、物資の調達、受入、管理 配給
保健・衛生班	〇〇 〇〇	衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ 掃除、医療介護
ボランティア班	〇〇 〇〇	ボランティアの受入・管理

(3) 学校が避難所になった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域（例）

収容場所	収容人数	立ち入り禁止場所	理由
体育館	200人	校長室・事務室	災害対策本部室
武道場	100人	職員室	
1階多目的ホール	〇〇人	放送室	
家庭科室（昼）	〇〇人（病人用）	理科室	薬品等
1-1教室（1階）	〇〇人	調理室	炊き出しに使用
1-2教室（1階）	〇〇人	2階以上教室	授業再開用確保
1-3教室（1階）	〇〇人	進路室	個人情報あり
		保健室	薬等

校内地図：（青・・・避難場所区域 赤・・・立ち入り禁止区域 緑・・・共有スペース）

※収容場所、立ち入り禁止区域等を示した校舎図を作成しましょう

<作成上の留意点>

- ・避難所運営は、本来的には自治体の防災担当部局が責任を有するものであるが、大災害時には、運営担当者が適切に配置されないことも想定されることから、教職員が避難所の開設準備や運営について、中心的な役割を担う状況が考えられる。
- ・教職員の本来の役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認・教育活動の早期正常化であることから、これらの活動が適切に行われるよう、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に避難所運営できる状況を作っておく必要がある。
- ・避難場所については、児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分けるなどの工夫が必要である。
- ・避難者を円滑に避難場所へ誘導するため、掲示や看板等を作成しておく等の工夫が必要である。

○学校が避難所に指定されている場合○

各自治体が作成している避難所開設やマニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくこと。

○学校が避難所に指定されていない場合○

地域住民が避難場所として来校する可能性があることを想定し、避難所開設の準備をしておく必要がある。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p28
- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（H21県教育庁保健体育課）p135、136
- ・各市町村地域防災計画・避難所運営マニュアル等

災害時（大地震発生時）アクションカード

管 理 職（校長・教頭）用

氏 名	場 所	役 割
〇〇〇	校長室（職員室）	職員等安否確認・情報収集・避難場所指示 災害対策本部の設置
一次避難場所	二次避難場所	<連絡先>学校（ ） 校長（教頭）（ ） 〇〇教育委員会（ ） 〇〇市災害対策本部（ ）
グラウンド	〇〇神社	

（例）各自考えられる行動を記入しましょう。

